

第IX章 5. 脱退一時金の裁定請求

企業型年金の加入者であった者(未移換者)が企業型年金において脱退一時金を請求する場合の事務手続きについて説明します。

(1)概要

60歳未満の退職等により企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失(資格喪失年齢が60歳超となっている場合、60歳以降～資格喪失年齢未満での退職以外の資格喪失)すると、それまで加入していた企業型確定拠出年金プランの加入者ではなくなるため(「未移換者」となります)、それまで拠出・運用してきた資産は、「次の確定拠出年金制度(企業型または個人型)」へ移換する必要があります。

しかし、例外として、一定の支給要件を満たす場合、脱退一時金の請求をすることが可能です。脱退一時金の請求には「加入していた企業型確定拠出年金から脱退一時金を請求する方法」と「移換先の個人型確定拠出年金から脱退一時金を請求する方法」の2つの方法があり、支給要件・必要書類等がそれぞれ異なります。

事業主経由で書類を提出するのは前者の「加入していた企業型確定拠出年金から脱退一時金を請求する方法」の場合になります。ここでは、「加入していた企業型確定拠出年金から脱退一時金を請求する方法」について説明します。

注意

- ・ 脱退一時金の請求が可能な場合であっても、脱退一時金の請求をせずに、個人型または企業型確定拠出年金へ資産を移すことも可能です。パンフレット「確定拠出年金(DC)退職後の手続きのご案内(60歳未満でご退職された皆様へ)」を使って加入者本人へ説明し、選択してもらってください。
- ・ 資格喪失した翌月から6ヶ月以内に「次の確定拠出年金制度」へ移換する手続きまたは脱退一時金の請求手続きを行わなかった場合、資産は自動的に売却、現金化され、国民年金基金連合会に移換されることになります。この場合、各種の制約があるうえ、手数料も必要となります。
- ・ 脱退一時金を請求する場合は、請求可能な期限内に不備のない書類を弊社で受付けることが必要です。一旦提出した書類に記入もれ等の不備があっても請求期限内に解決ができるよう、余裕をもって提出してください。

①加入していた企業型確定拠出年金から脱退一時金を請求する場合の支給要件

- 他の確定拠出年金制度の加入者および運用指図者になる手続きをしていないこと。
- 請求日*の前月末個人別管理資産額が15,000円以下であること。
- 企業型の加入者資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していないこと。

※請求日・・・弊社が不備のない裁定請求書類を受付けた日(「裁定請求日」といいます。)

弊社への書類発送タイミングによって、あるいは受付書類に不備があって一旦返却になった場合については、月を跨ぐことになる場合があります。そのときは、資産の算定基準日(前月末日)が変わり、前月末個人別管理資産額も変わることがありますので、ご注意ください。

②給付裁定時の判定資産額の算出方法

以下の算式にて算出します。

<給付裁定時の判定資産額の算出方法>

以下の(a)～(d)の合計額から(e)を減算した額となります。

- (a) 裁定請求日の前月末個人別管理資産額
- (b) 前月末時点で未入金の「掛金」(実際に入金される額)
- (c) 前月末時点で未入金の「制度移換金」(実際に入金される額)
- (d) 前月末時点で未入金の「移換金」(実際に入金される額)
- (e) 事業主返還資産額

$$(a) + (b) + (c) + (d) - (e) \leq 15,000\text{円}$$

※後述の脱退一時金判定予定額照会の金額とは必ずしも一致しません。

注意

請求日の前月末個人別管理資産額(目安)の確認方法

支給要件の判定に使用する資産額の目安(参考値)は、「三井住友信託ライフガイド」からNRKのWeb画面(脱退一時金判定予定額照会)にアクセスするか、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ照会することで確認可能です。裁定請求の前に必ず照会するよう本人へ説明してください。なお、脱退一時金判定予定額照会はいくまでも目安であり、照会タイミングによって、入金予定額が反映していない場合や移換金等を予定額で加算している場合もあり、実際の金額とは異なることがありますので、予めご了承ください。

※「脱退一時金判定予定額照会」の照会方法、画面の見方については、「加入者ハンドブック(本編)」を参照してください。

 「加入者資格喪失」の処理がNRKで完了していない場合、「脱退一時金判定予定額照会」を行うことはできません。遅滞なく加入者資格喪失の手続きを行ってください。

【資産額の算出に関する補足事項】

a. 裁定請求処理時点で未入金がある場合

NRKでは入金予定額での判定は行わず、以下のとおり実際の入金を待って判定を行います。なお、未入金額を待って判定する場合の判定資産額は、発注金額(商品購入金額)を加算した額となります。

掛金・・・最終掛金の入金を待ってから資産額の判定を行います。

制度移換金・・・事業主において実施している企業年金制度または退職手当制度からの移換金のこと、「三井住友信託DCサポーター」の「加入者情報 資格喪失」の「基金・DB移換金入金予定」の登録、「加入者資格喪失通知書」の「制度移換金入金予定有」欄の記入(厚生年金基金等の解散以外)がされている場合は、制度移換金の入金を待ってから資産額の判定を行います。

注意

- ・ 加入者の資格喪失時に誤って制度移換金の「入金予定あり」の登録をすると、給付裁定の処理に支障が生じる場合があります。加入者資格喪失者について、解散厚生年金基金等からの入金予定がある場合は、事前に確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。
- ・ 解散厚生年金基金等からの入金予定があり、長期間にわたり入金を待つ可能性がある場合、一旦裁定請求書を返却します。制度移換金の入金後、再度Web・「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で判定予定額を確認のうえ、再度裁定請求を行うよう請求者本人へ説明してください。

移換金・・・他の確定拠出年金制度からの移換金および確定給付企業年金等からの脱退一時金相当額の移換金のこと、その入金を待ってから資産額の判定を行います。裁定請求日(弊社が不備のない書類を受付した日)から2ヶ月経過しても移換金が入金がない場合、移換元のレコード・キーピング会社に確認し、入金の見込みが明確でない場合には、「裁定不可」として提出書類を一旦事業主へ返却します。請求者本人へ書類返却をしてください。

b. 事業主返還資産額について

以下のア・イの何れか低い額となります。

ア. 事業主掛金にかかる前月末個人別管理資産額＋前月末時点で未入金の実業主掛金

イ. 前月末までの事業主掛金の累計額＋前月末時点で未入金の実業主掛金

※アの計算では、事業主掛金以外（例えば移換金）にかかる個人別管理資産および未払いの事務費があれば除きます。

※イの計算において、マッチング拠出を導入している場合は、掛金累計額（事業主掛金累計額＋加入者掛金累計額）を按分計算し、事業主掛金相当額を返還します。

c. 資産取崩手数料、掛金返戻金額について

以下の額は判定時の資産額から控除(減算)しないで判定を行います。

- ・ 裁定請求日の前月末日時点で未控除の資産取崩手数料、および掛金返戻金額

③裁定不支給の場合の自動移換期限について

裁定結果が不支給となった場合、裁定請求日から裁定終了日までの期間(月単位)は、自動移換の対象となる期限(資格喪失日の翌月から6ヶ月)には含まれません。

〈例〉 資格喪失日・・・7月10日

裁定請求日・・・8月30日

裁定終了日・・・9月 5日

この場合、8月・9月の2カ月は自動移換期限を計算する際の6ヶ月にカウントされませんので、自動移換の対象となる期限は、翌年1月31日から2ヶ月延長され、3月31日になります。

注意

裁定不支給により、自動移換期限が延長された場合であっても、企業型で脱退一時金の裁定請求可能な期限は、加入者資格喪失日の翌月から起算して6ヶ月以内となります。(前述の「①支給要件 c」の期間は延長されません。)

(2) 事務手続きの流れ

< 1. 事業主 >
資格喪失手続き

事業主は、当月の資格喪失者を確認し、加入者資格喪失の手続きをします。(詳細は、「第四章2-9. 資格喪失」を参照してください。)

※加入者資格喪失の手続きが行われていないと、以下の「3」の「脱退一時金判定予定額照会」を行うことができません。遅滞なく手続きを行ってください。

※制度移換金を分割移換中の場合は、「制度移換金通知書 (ID 34001)」を提出し、最終回までの制度移換金を資格喪失日の翌月末までに一括で入金してください。

< 2. 事業主 >
資格喪失者へ手続き説明

・60歳未満で退職した加入者資格喪失者(資格喪失年齢が60歳超となっている場合、60歳以降～資格喪失年齢未満での退職以外の資格喪失者)に対し、「確定拠出年金(DC)退職後の手続きのご案内(60歳未満でご退職された皆様へ)」のパンフレット(PDF)を使って移換手続き等の説明をします。

・企業型からの脱退一時金の請求を希望する場合は、前述の「(1)①の支給要件 a・c」の2つを満たしていることを確認のうえ、請求者本人が「脱退一時金判定予定額照会」を行うよう説明します。照会后、必要書類を提出するよう案内し、以下の書類を配布します。

帳 票
「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」

※脱退一時金支給までには、弊社が不備のない書類を受付けてから1～2ヶ月程度かかることを説明してください。(掛金や移換金等が未入金の場合は、支給までにさらに時間がかかることがあります。)

< 3. 受給権者 >
判定予定額照会

企業型からの脱退一時金の請求をする場合は、前述の「(1)①支給要件」の1つである「b」を満たしているか確認するため「三井住友信託ライフガイド」からNRKのWeb画面へアクセスし、あるいは「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」を利用して「脱退一時金判定予定額照会」を行います。

※脱退一時金判定予定額照会を行うためには、ユーザーID・暗証番号が必要です。

※脱退一時金判定予定額照会は、目安(参考値)であり、実際の金額とは異なることがあります。

< 4. 受給権者 >
裁定請求

請求者は、事業主から配布を受けた下記帳票に記入・押印のうえ、必要書類を添付して事業主へ提出します。

帳 票
「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」

< 5. 事業主 >
書類の内容確認・送付

事業主は、請求者より提出のあった書類の内容を確認のうえ、「裁定関係書類 企業型送付状 (ID 40036)」を作成し、「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」と必要書類をセットして弊社へ送付します。(送付方法の詳細は、「第I章 4. 帳票送付」を参照してください。)

< 6. 弊社 >
確認及び送付

弊社にて所定の確認を行った後、裁定請求日を記入し、NRKへ送付します。

< 7. NRK >
手続き

NRKでは、提出書類の内容を点検し、裁定を行います。脱退一時金の支給が可能であるときは、下記帳票を作成し、受給権者宛(登録の住所宛)に送付します。

還 元 帳 票
「脱退一時金決定通知書 (ID LPBX0023)」

※提出書類に記入もれ・必要書類の不足等の不備があった場合は、弊社より事業主へ連絡および書類返却をします。事業主は、請求者本人へ連絡のうえ、不備解決後、書類を再提出してください。

※支給要件を満たしていないために「脱退一時金不支給」となった場合は、弊社より事業主へ連絡および書類返却をします。請求者本人へ説明および書類返却をしてください。

< 8. 受給権者 >
お知らせの受領・
脱退一時金の受給

上記のお知らせが送付され、指定した口座に脱退一時金が送金されます。

参考

事業主返還資産額がある場合は、事業主返還処理日の翌月月初に他の返還資産額と合算して事業主の指定口座へ送金します。送金のお知らせとして「事業主返還のお知らせ (LPBE 0019)」をNRKより事業主宛に送付します。

(3) 提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」	単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。 ※裁定事由は「 <u>脱退一時金</u> 」になります。
受給権者の印鑑証明書*【原本】	裁定請求日(弊社が不備のない書類を受付した日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※NRK登録の住所が印鑑証明書に記載されている住所と異なる場合は、事業主が「三井住友信託 DC サポーター」で住所変更の手続きをするか、「裁定請求書(一時金)」の「企業/受付金融機関特記欄」に本人または事業主が「住所変更あり」と記入のうえ、提出してください。 ※非居住者の場合は、大使館で発行される「サイン(拇印)証明書」となります。(国により様式が異なるため、照会してください。)
<障害等によって本人が記入できない場合> 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によって、別途書類の提出を求める場合があります。	本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当者がいる場合は、確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。

* 企業型の脱退一時金については、以下のいずれかの書類を「印鑑証明書」の代替とすることが可能です。ただし、氏名・住所・生年月日が正しく記載され、裁定請求書および登録内容と一致していることが必要です。

「印鑑証明書」の代替書類

- ・住民票(3ヶ月以内の原本)
- ・戸籍謄本・抄本(住所の確認のため戸籍の附表がついた3ヶ月以内の原本)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・運転免許証のコピー(有効期限内。新住所が裏面に記載されているときは裏面コピーも必要。)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・個人番号カードの表面(有効期限内。裏面は不要。)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・写真付住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)

注意

- ・ 「健康保険証のコピー」は代替書類には含まれていませんので、注意してください。
- ・ 書類の有効期限については、「弊社が不備のない書類を受付けた日」時点で確認することになります。
一旦記載もれ等の不備により書類を返却した場合は、再度弊社が受付けた日時点で所定の期限内であることが必要です。有効期限を確認のうえ、提出してください。
- ・ 本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入した場合には、印鑑証明書の代替書類による対応はできません。記入者の印鑑証明書が必要になりますのでご注意ください。

参考

書類の提出先は下記の2パターンから事業主が選択してください。

- ① 三井住友信託ライフガイドを利用し、未移換者が弊社宛に書類を提出する。
- ② 事業主経由で弊社宛に書類を提出する。

【上記で①を選択した場合】

a. 帳票の入手方法について

帳票の入手方法には、以下の2種類があります。

ア. 三井住友信託ライフガイドから 15,000 円以下脱退一時金の請求書類をダウンロードする

①三井住友信託ライフガイドにアクセス→

よくあるご質問(NRKサービスをご利用のお客様)をクリック→

「資産額 15,000 円以下の脱退一時金の手続き書類について教えてください」からダウンロード

②三井住友信託ライフガイドにアクセス→

「お勤め先専用ページ」に企業コードとプラン番号を入力→

「退職時の手続き」ボタンの「60 歳未満の退職」をクリック→

「資産額 15,000 円以下脱退一時金のご案内と必要書類」からダウンロード

イ. 三井住友信託DCコールサービスにTELし、請求書類を郵送にて入手する

三井住友信託DCコールサービス(0120-922-401)にお電話いただき、

ご本人のご自宅宛に郵送にて書類をお送りすることも可能です。

【上記で②を選択した場合】

b. エラー(不備)の具体的な対応について

書類不備・エラーには、以下の2種類があります。

ア. 裁定請求書と印鑑証明書との印影相違等、書類上の不備

イ. 個人別管理資産額が脱退一時金の支給要件を満たさない等の制度内容に関する不備

事業主は、弊社からお知らせするエラーの内容に従い、裁定請求書再提出、必要書類追加、未記入項目追記等の対応を行ってください。

(4) 提出期限

企業型の加入者資格喪失後、速やかに提出してください。加入者資格喪失日の翌月より起算して6ヶ月目の末日までに不備のない書類を弊社が受付した場合に脱退一時金の支給が可能です。

注意

提出書類に記入もれ・必要書類の添付もれ等の不備があった場合であっても、加入者資格喪失日の翌月から起算して6ヶ月目の末日までに弊社が不備解決後の書類を受け付けしないと脱退一時金の請求ができなくなります。余裕をもって、遅くとも資格喪失日の翌月から起算して5ヶ月目末までには提出してください。

(5) 企業型脱退一時金請求手続きの簡略化について

① 証明書の多様化

証明書類として、「印鑑証明書」(3ヶ月以内の原本)のほかに、上記「(3) 提出書類(「印鑑証明書」の代替書類)」に記載した書類による手続きも可能です。ただし、証明書類に氏名・住所・生年月日の正しい記載があり、裁定請求書および登録内容と一致していることを確認してください。

② 使用印の多様化

「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」への押印については、実印(印鑑証明書の印)のほかに、認印も可能としています。ただし、シャチハタ印の使用はできません。

※「印鑑証明書」を添付する場合であっても、認印による押印も可能です。

③ 住所変更手続きの簡素化

「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」の「企業/受付金融機関特記欄」に本人または事業主が「住所変更あり」と記入することで、NRK登録住所の変更手続きの省略を可能としています。

④ 未成年の場合の親権者による代理請求の省略

未成年の場合、本来は親権者による代理請求となりますが、企業型の脱退一時金請求に限り、成年者と同様に、親権者欄の記入・押印および親権者の証明書類の添付を不要としています。

注意

上記①, ②の手続きの簡略化を行うことができるのは、企業型からの脱退一時金および障害給付金の請求に限ります。

また、③, ④の手続きの簡略化を行うことができるのは、企業型からの脱退一時金の請求のみです。

他の裁定請求手続きにおいて簡略化を行うことはできませんので注意してください。

(6) 裁定請求書記入見本

32001 確定拠出年金 裁定請求書 (一時金)

記入上の注意
 ●訂正が必要な欄は、訂正印を押してください。
 ●訂正が必要な欄は、訂正印を押してください。
 ●訂正が必要な欄は、訂正印を押してください。

請求者名 三井住友信託銀行株式会社 御中 経由
 依頼年月日(西暦) 20 XX 年 XX 月 XX 日
 運営管理機関受付年月日(裁定請求日) (西暦) 20 年 月 日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中
 プラン名 ○○確定拠出年金プラン
 加入者番号(注1) 00000645712 従業員番号(注2) 00000531
 フリガナ ネンケン タロウ 加入者氏名 年金 太郎
 性別(注3) 男 生年月日(西暦)(注3) 19xx年04月01日 継続年金番号(注3) 1234567890

私は、下記の裁定事由に基づき、給付金の裁定を請求いたします。
 本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社がお支払い業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。
 また、税務帳票作成業務のために私の個人番号を添付資料のとおり申告し、資産管理機関およびNRKが個人番号を税務帳票作成業務に使用することに同意いたします。
 (注) 障害一時金、企業型脱退一時金を除く。死亡一時金および個人型脱退一時金は、裁定完了後に税

裁定事由 請求する給付金に該当する裁定事由を選択ください。
 事由 ※ 加入者等本人の実印または認印を押印してください。(注4) 脱退一時金

加入者等本人の実印(印鑑証明書印)をここに押印してください。
 加入者氏名 フリガナ ネンケン タロウ 姓 太郎
 住所 東京都 大田区 田園調布 △-△-△
 電話番号 03-△△△△-△△△△

金融機関がゆうちょ銀行のどちらか一方を選択してください。なお、貯蓄預金は指定できません。
 金融機関コード 0123 支店コード 456
 口座種別 普通 口座番号(右づめ) 1234567
 銀行 丙 丸の内 支店 本店

受取人本人の口座(国内口座)を記入してください。海外送金はできません。
 ※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。
 ※7桁未満の時は右づめで記入してください。

脱退一時金をご請求になる場合で、損害保険会社の「積立傷害保険」をご購入の方は下記欄にお答えください。
 損害保険会社の「積立傷害保険」は、病気による死亡の場合は積立金残高が支払われ、事故・怪死による死亡の場合は保険金(ご積立金残高)が支払われます。

脱退一時金請求でNRK登録住所の変更がある場合は、裁定請求書の特記欄に記載することで登録上の住所を変更することが可能です。

住所変更あり

この欄のみ事業主による訂正が可能です。

書類の記入日を記入してください。

記入不要です。

加入者等本人の氏名を記入してください。

「脱退一時金」にチェックしてください。

印鑑証明書(または印鑑証明書の代替書類)と同じ字体で記入してください。
 例:印鑑証明書「澤田」
 記入…「澤田」○
 …「沢田」×
 カナは送金先の口座名義と一致しているか確認してください。

障害等により本人が記入できない場合は、代理人が記名・実印押印してください。

電話番号も記入してください。

本人確認書類(または印鑑証明書の代替書類)と同じ住所を記入してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、受取人氏名欄の印で訂正印を押印してください。

※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。
 ※送金口座の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後、再送金することになりますので、着金が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。

(7)書類提出前のチェックポイント

記載もれ等の不備による手続きの遅れを削減するため、提出前に以下の点について確認してください。

No.	チェックポイント
1	「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」と「印鑑証明書」または代替書類が提出されていますか。
2	「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」には本人の印(実印または認印)が鮮明に押印されていますか。
3	「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」に訂正箇所がある場合、訂正箇所ごとに本人の印(実印または認印)で訂正印が押印されていますか。
4	「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」の裁定事由は「脱退一時金」にチェックがされていますか。
5	「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」に記入もれ箇所はありませんか。
6	「印鑑証明書」または代替書類は有効期限内のものですか。
7	代替書類の場合、氏名・住所・生年月日は記載されていますか。
8	NRK登録の氏名・住所の変更がある場合、三井住友信託DCサポーターまたは帳票により変更手続きを行っていますか。 (住所変更のみの変更の場合は、「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」の「企業/受付金融機関特記欄」に「住所変更あり」と記入するか、「裁定請求書(脱退一時金)(ID 32001)」の「 <input type="checkbox"/> 住所変更あり」にチェックすることで変更することもできます。)

(8)給付に係る税金

①所得区分

脱退一時金の所得区分は、一時所得です。

一時所得は総合課税ですので、受給者が確定申告を行う必要があります。

②脱退一時金の収入年度

脱退一時金支給時に受給者へ送付する「脱退一時金決定通知書」の「支払予定日」欄に記載された日が一時所得の収入すべき時期となり、その年が収入年度となります。

③脱退一時金の課税所得金額

脱退一時金の課税所得金額は、脱退一時金の額から50万円を控除した額です。

$$\text{課税所得金額} = \text{脱退一時金額} - 50\text{万円}$$

一時所得に該当する他の所得がある場合は、その一時所得の額を加算します。

所得税の課税標準計算の段階で上記の金額の1/2が総所得金額に算入されます。

 一時所得の課税所得金額は、総収入金額から収入を得るために支出した金額を控除するものとされています。個人型の確定拠出年金においては、加入者が掛金を拠出しますが、課税前の所得からの拠出(掛金額が所得控除の対象)であるため、給付時には控除の対象とはなりません。

④源泉徴収税額

脱退一時金は源泉徴収を行いません。他の所得とあわせて受給者が確定申告を行います。

注意

確定申告の要否は、他の所得の種類および金額、一時所得の課税所得金額等によっても異なりますので、詳しくはお近くの税務署に相談するよう請求者本人へ説明してください。

参考

**移換先の個人型確定拠出年金から脱退一時金を請求する方法
支給要件(2017年1月1日以降に資格喪失した方の支給要件です。)**

- ・保険料免除者であること
- ・通算拠出期間が5年以下、又は個人別管理資産額が25万円以下であること
- ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
- ・最後に企業型年金または、個人型年金の資格を喪失した日から2年に以内であること
- ・企業型確定拠出年金の脱退一時金を受給していないこと

※手続きについての説明・書類の発送等は、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で承ります。
請求者本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡するよう案内してください。